



2015年5月22日

各位

会社名 株式会社日立物流  
 代表者名 執行役社長 中谷 康夫  
 (コード番号 9086 東証第1部)  
 問合せ先 グローバル経営戦略本部 広報部  
 部長 高岡 勲  
 (TEL : 03 - 5634 - 0357)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり、平成27年6月23日開催予定の第56回定時株主総会に定款の変更を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、一部記載を変更するものであります。
- (2) 本年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことにより、①従来の「委員会設置会社」が「指名委員会等設置会社」に名称が変更されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。また、②責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようになるべく、定款第22条(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- なお、②の変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (条文省略) 13.物的流通に関するコンサルティング業務 (新設) 14.~26. (条文省略)	第2条(目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (現行のとおり) 13.物流に関するコンサルティング業務 14.物流に係る貨物の塗装業務 15.~27. (現行のとおり)
第3条(委員会設置会社) 当社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。	第3条(指名委員会等設置会社) 当社に、取締役会、 <u>指名委員会等(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)</u> 及び会計監査人並びに執行役を置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="188 197 616 230">第2節 取締役、取締役会及び委員会</p> <p data-bbox="188 293 536 327">第 22 条（取締役の責任免除）</p> <p data-bbox="336 336 802 495">当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p> <p data-bbox="336 504 802 707">当社は、<u>社外</u>取締役との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="188 770 456 804">第 24 条（委員会規則）</p> <p data-bbox="320 813 802 972">委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>	<p data-bbox="831 197 1339 230">第2節 取締役、取締役会及び<u>指名委員会等</u></p> <p data-bbox="831 293 1179 327">第 22 条（取締役の責任免除）</p> <p data-bbox="963 336 1445 495">当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p> <p data-bbox="963 504 1445 707">当社は、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="831 770 1099 804">第 24 条（委員会規則）</p> <p data-bbox="963 813 1445 972"><u>指名委員会等</u>に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日      平成 27 年 6 月 23 日  
定款変更の効力発生予定日                      平成 27 年 6 月 23 日

以 上